

阪神間都市計画地区計画の決定

(西宮市決定)

西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画 (案)

縦 覧 期 間

令和4年6月10日から

令和4年6月24日まで

縦 覧 場 所

西宮市政策局都市計画部都市デザイン課

計画書（案）

阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）

都市計画西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画を次のように決定する。

名 称	西宮マリナパークシティ戸建地区 地区計画	
位 置	西宮市西宮浜4丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約2.8ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、西宮浜の南西に位置した戸建住宅が主体の良好な低層住宅地である。地区内は整った区画で構成され、南側に海辺の道公園やヨットハーバーが広がる落ち着いた住宅地となっている。</p> <p>本地区計画は、こうした地区特性を活かし、緑豊かで落ち着いた住環境の維持・保全を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、緑豊かで良好な戸建住宅を主体とした住宅地を保全、育成するよう土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	区画道路等の地区施設は、その機能が損なわれないよう維持、増進を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>戸建住宅を主体とした緑豊かで、ゆとりと潤いのある住宅地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>自然環境に恵まれたまちなみを維持・保全するために、道路沿いの緑化に努める。</p>
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域面積	約2.8ヘクタール
	建築物等に関する事項	<p>建築物の用途の制限</p> <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戸建専用住宅 2. 専ら居住の用に供する長屋住宅（ただし、3戸以上の住戸を有するものを除く。） 3. 寄宿舍 4. 戸建住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（(1)から(4)の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所 (2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (4) 物品販売業を営む店舗

	(5)診療所 5. 前各号の建築物に附属するもの
建築物の敷地面積の最低限度	165平方メートル
建築物の壁面の位置の制限	<p>1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は、次の各号に定める数値以上とする。</p> <p>(1) 計画図に示す敷地境界線ア及びイの部分については1.5メートル</p> <p>(2) 計画図に示す敷地境界線ウの部分については4メートル</p> <p>(3) (1)(2)に掲げる部分以外の部分については1メートル</p> <p>2. 建築物若しくは建築物の部分が次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、又は建築物が次の(4)に該当する場合は前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)独立した車庫で高さが3.5メートル以下である場合</p> <p>(2)建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合</p> <p>(3)物置その他これに類する用途に供する附属建築物(独立した車庫を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である場合</p> <p>(4)計画図に示す敷地境界線ウの部分において、高さ5メートル以下、かつ、床面積18平方メートル以内の附属建築物1棟に限り、外壁の後退距離が1.5メートル以上である場合</p>
壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。)のうち、敷地境界線エから敷地側0.5メートルの部分(道路面からの高さが2メートルを超える部分は除く。)には、壁、門及び門の付帯物その他の工作物は設置してはならない。ただし、次の各号に該当する工作物については、この限りではない。</p> <p>(1)緑化又は樹木の保全に寄与するもの</p> <p>(2)敷地と道路もしくは隣地との間に高低差がある場合に設ける土留めのためのやむを得ない擁壁等</p> <p>(3)家屋に出入りするために必要な階段及びスロープ</p> <p>(4)ごみ集積場、配電設備及び夜間電灯など、公益上必要で設置がやむを得ない設備</p>
建築物の高さの最高限度	<p>10メートル、かつ、地階を除く階数は2以下とする。</p> <p>ただし、計画図の区域Aの部分については、10メートル、かつ、地階を除く階数3以下とする。</p>
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1. 建築物等の色彩、形態及び意匠については、まち全体の景観や環境に配慮したものとする。</p> <p>2. 敷地境界線アからウの部分に出入口を設けてはならない。</p> <p>3. 屋外広告物は、美観風致を害さない自己の用に供するもので、次のいずれかに該当するものを敷地内にそれぞれ1箇所ずつ設置できるものとする</p>

		<p>る。</p> <p>(1) 建築物に設置又は表示する広告物にあつては、屋上以外に設置又は表示できるものとし、表示面積(表示面が2面以上の時は、その合計。)が3平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 建築物に設置又は表示する以外の広告塔・立看板その他これらに類するものは、高さ3.5メートル以下のものを設置又は表示できるものとし、表示面積(表示面が2面以上の時は、その合計。)が3平方メートル以内のもの</p>
	<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>1. 敷地境界線アからウの部分に設ける垣、さくの構造は、生垣又は透過性のあるフェンス等と植栽を組み合わせるなどし、緑化に努め、圧迫感のない景観に配慮したものとする。</p> <p>2. 垣又はさくのうち、生垣以外の高さは、敷地境界線ア又はウの部分に設ける場合は2.5メートル以下、敷地境界線イの部分に設ける場合は3.5メートル以下とする。</p>

理由書（案）

本地区は、西宮浜の南西に位置した戸建住宅が主体の良好な低層住宅地である。

地区内は整った区画で構成され、南側に公園やヨットハーバーが広がる緑豊かで落ち着いた住宅地となっている。開発当初に締結された建築協定により、良好なまちなみを維持してきたが、建築協定失効が迫り、自治会及び建築協定委員会を中心にまちづくりに関する勉強会等を行ったことで、地区住民の住環境保全への関心が高まり、本地区の関係権利者全員から成る港のまちハーバーアベニュー自治会（以下、自治会）にて地区計画の指定に向けた取組みを行うこととなった。

その後、自治会では、役員により地区計画の内容の検討を重ね、地区計画地元案について関係権利者の合意形成が図られ、令和3年11月23日の当自治会臨時総会において、地区計画地元案と市へ地区計画の都市計画決定手続きを要望することが決議され、同年12月21日に市長宛に要望書が提出された。

地区計画地元案では、地区の特性に応じて建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠制限、垣又はさくの構造の制限を定めることとしている。

市では、地区計画地元案に基づき、地区特性を活かし、低層の戸建住宅を主体とした緑豊かでゆとりある住環境の維持・保全を図るため、本案の通り、地区計画の都市計画決定を行う。

計画図(案)

西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画 計画図 1:1,500

凡例

- 地区計画区域界
- 地区整備計画区域
- 区域A 階数3まで
- 敷地境界線ア
- 敷地境界線イ
- 敷地境界線ウ
- 敷地境界線エ

